

議 第 1 号

まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請の変更について

まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、草津市
地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

＜地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更について＞

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更内容について、「第27回草津市地域公共交通活性化再生協議会」で承認をいただいた地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の内容に変更がありましたことから、再度承認をいただくものです。

◎経 過

まめバス事業は国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金））の交付を受けて運行しており、令和5年6月7日に開催した「第27回草津市地域公共交通活性化再生協議会」において、地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年10月1日～令和6年9月30日）の申請内容を委員の皆様に承認していただき、令和5年6月29日に当該計画の申請書を国土交通大臣宛に提出しました。

今回、当市が提出した申請書類について、令和6年4月からまめバス路線の再編を実施するにあたり、表1および表6に係る記載内容が一部変更となることから、変更内容を議事案件として諮り、承認をいただくものです。

◎申請書の変更内容

○表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

＜変更内容＞

■笠縫東常盤線（別紙1）

- ・運行経路の変更に伴い、経由地等を変更

■山田線（別紙2）

- ・系統の統合、運行経路の変更および減便に伴い、運行系統名等を変更

■商店街循環線（別紙3）

- ・系統の統合、運行経路の変更に伴い、運行系統名等を変更

○表6 車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

＜変更内容＞

■山田線、商店街循環線

- ・系統の統合に伴い、運行の用に供する補助対象系統名を変更

■草津駅下笠線

- ・納車の遅れに伴う、購入年月を変更

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

当初 (年間)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	293日	1758.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	293日	2001.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	293日	1415.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	1172.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2680.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

変更 (4月～)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.3km 循環	149日	1688.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.3km 循環	149日	1738.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	149日	596.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	149日	745.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(5) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	149日	1688.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	149日	1365.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

＜変更点＞

- ①笠縫東常盤線:運行経路の変更に伴い、「経由地」・「系統キロ程」を変更
- ②山田線:系統の統合、運行経路の変更および減便に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更
- ③商店街循環線:系統の統合、運行経路の変更に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更

- (注)
- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

当初 (年間)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	293日	1758.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	293日	2001.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	293日	1415.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	1172.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2680.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

変更 (年間)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.3km 循環	293日	1758.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.3km 循環	293日	3416.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	1172.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(5) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	3316.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2680.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

- <変更点>
- ①笠縫東常盤線:運行経路の変更に伴い、「経由地」・「系統キロ程」を変更
- ②山田線:系統の統合、運行経路の変更および減便に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更
- ③商店街循環線:系統の統合、運行経路の変更に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

当初 (年間)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	291日	1746.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	291日	1986.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	291日	1404.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	291日	145.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	291日	145.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	291日	1164.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	291日	1455.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	291日	1644.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	291日	1644.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	291日	2655.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

変更 (年間)	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往 13.3km 循環	291日	1746.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 12.3km 循環	291日	3385.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	291日	1164.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	291日	1455.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(5) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	291日	3288.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	291日	2655.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

＜変更点＞

- ①笠縫東常盤線:運行経路の変更に伴い、「経由地」・「系統キロ程」を変更
- ②山田線:系統の統合、運行経路の変更および減便に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更
- ③商店街循環線:系統の統合、運行経路の変更に伴い、「運行系統名等」・「系統キロ程」・計画運行回数」を変更

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和6年度

当初	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	なし	標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線	小型車両			29	R5.12			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		4	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		5	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和6年度

変 更	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別 イ ロ ハ			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線 (3) 上笠平井循環線	ノンステップ型なし		標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(4) 草津駅下笠線				29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(5) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		4	(6) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		5	(7) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

<変更点>

①山田線・商店街循環線:系統の統合に伴い、「運行の用に供する補助対象系統名」を変更

③草津駅下笠線:納車の遅れに伴う、「購入年月」を変更

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和7年度

当 初	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	なし	標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線	小型車両			29	R5.12			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(8) 商店街循環線① (9) 商店街循環線②	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		5	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		6	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和7年度

変 更	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助 対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線 (3) 上笠井循環線	ノンステップ型	なし	標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(4) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(5) 商店街循環線	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(6) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		5	(7) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		6	(8) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

<変更点>

①山田線・商店街循環線:系統の統合に伴い、「運行の用に供する補助対象系統名」を変更

③草津駅下笠線:納車の遅れに伴う、「購入年月」を変更

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

当 初	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	なし	標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線								
	帝産湖南交通(株)	3	(8) 商店街循環線① (9) 商店街循環線②	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(10) 草津駅医大線								

(注)

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

変 更	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線 (3) 上笠平井循環線	ノンステップ型	なし	標準仕様	34	R3.10			一括
		2	(4) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(5) 商店街循環線	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(6) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

<変更点>

①山田線・商店街循環線:系統の統合に伴い、「運行の用に供する補助対象系統名」を変更

③草津駅下笠線:納車の遅れに伴う、「購入年月」を変更

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

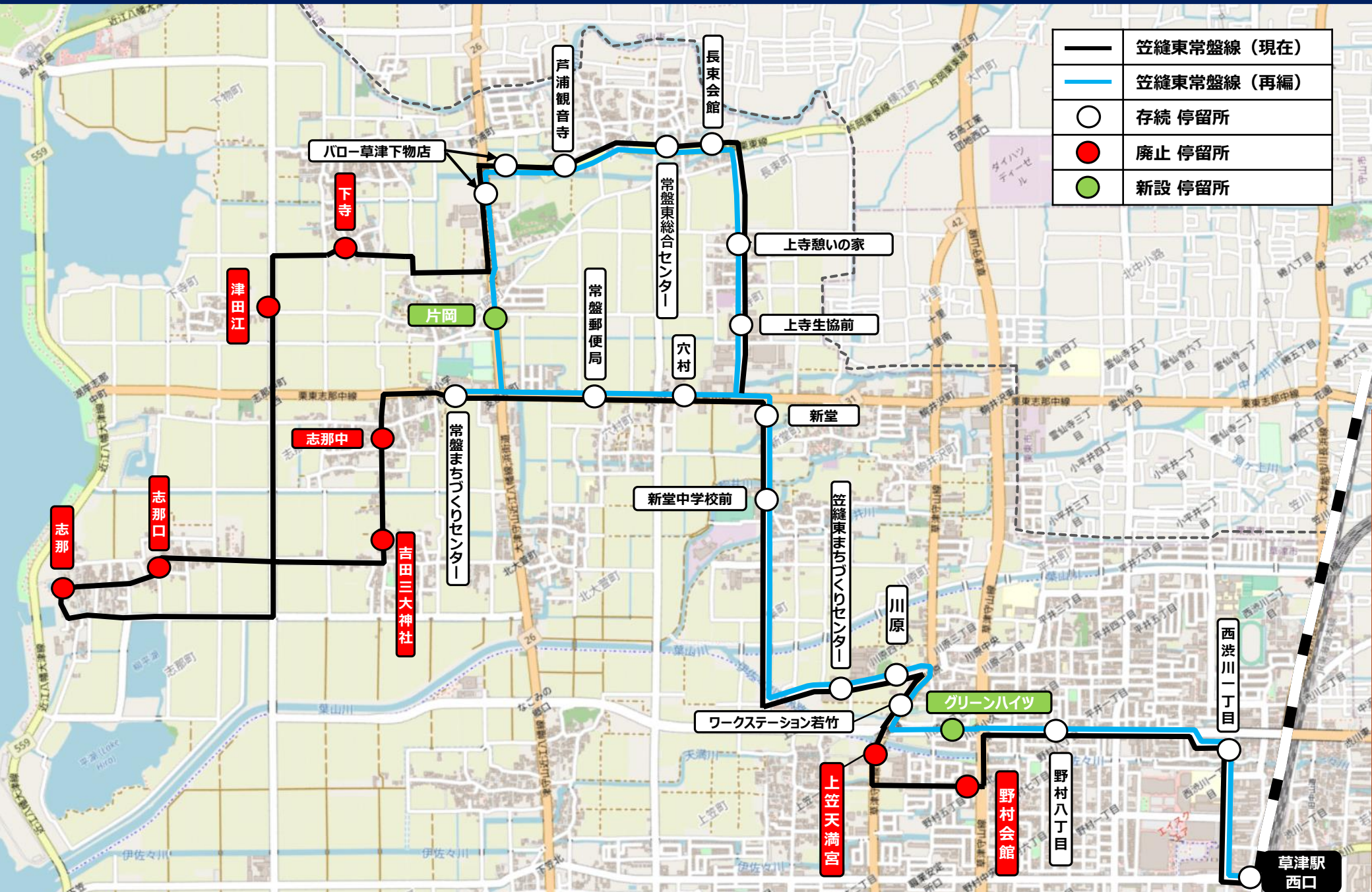
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

まめバス「笠縫東常盤線」 再編

別紙1



まめバス「山田線」 再編

別紙2

---	木川循環線（現在①）
---	北山田循環線（現在②）
—	山田線（再編）
○	存続 停留所
●	廃止 停留所

